

鹿屋市告示第 334 号

鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校就学前子どもが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第7条第10項第4号から第6号までに規定する子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）において、教育・保育その他の子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）の提供（以下「支援の提供」という。）を受けた場合に、当該子どもの保護者が支払うべき保育の利用等に要する費用の一部に対する給付（以下「無償化」という。）をすることにより、保護者の負担軽減を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる環境を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 利用料 法第7条第10項第4号又は第6号に規定する施設又は事業を利用する者の利用料をいう。
- (2) 預かり保育料 法第7条第10項第5号に規定する事業を利用する者の利用料をいう。
- (3) 副食費 教育・保育給付認定子ども又は施設等利用給付認定子どもの食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用をいう。

(無償化の対象となる費用等)

第3条 無償化の対象となる費用（以下「無償化対象費用」という。）は、利用料、預かり保育料及び副食費とし、無償化の対象施設又は対象事業その他無償化に係る事項は、別表のとおりとする。

(無償化の対象者)

第4条 無償化の対象となる者は、市内に住所を有し（DV等被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。）で住所を異動できない場合を除く。）、かつ、市内に居住するものであって、別表に定める給付要件に該当する子どもと生計を一にする保

護者とする。

- 2 別表に掲げる対象施設のうち、利用料又は預かり保育料の対象となる施設は、法第58条の2の規定による確認を受けた施設でなければならない。ただし、企業主導型保育施設のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出がされている施設については、この限りでない。

（無償化の申請）

第5条 利用料又は預かり保育料に係る無償化を受けようとする保護者は、利用を開始する日までに保育料等無償化事業認定申請書（別記第1号様式）を市長へ提出し、認定を受けなければならない。

- 2 副食費に係る無償化を受けようとする保護者は、次の各号の申請書を市長へ提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成27年鹿屋市規則第24号）第7条に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

- (2) 鹿屋市子育てのための施設等利用給付等に関する規則（令和2年鹿屋市規則第25号）第3条に規定する子育てのための施設等利用給付認定申請書

（無償化の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表に定める給付要件について審査を行い、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、無償化を認定した保護者（以下「認定保護者」という。）のうち、利用料又は預かり保育料の認定保護者への通知は、保育料等無償化事業認定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

- 3 副食費の認定保護者への通知は、保育料等無償化事業副食費免除通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 4 第1項の審査の結果、利用料又は預かり保育料の認定がされないときは、その理由を付して、保育料等無償化事業認定申請却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 5 第1項の規定による通知は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る調査に日時を要する場合その他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該申請者に対し、当該申

請に係る審査をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(認定の有効期間)

第7条 前条の規定による認定の有効期間は、当該認定の開始年月日から当該年度の3月末日までとする。ただし、別表に定める給付要件が消滅した場合は、給付要件が消滅した日までとする。

(認定の変更)

第8条 認定保護者は、保育を必要とする要件等に変更があるときは、市長に対し、保育料等無償化事業認定内容変更申請書兼変更届（別記第5号様式）により認定の変更を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の申請が適当と認めるときは、認定の変更を行うものとする。この場合において、市長は、当該認定の変更に係る認定保護者に対し、保育料等無償化事業認定変更通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(認定の取消し及び返還)

第9条 市長は、次に掲げる場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 認定保護者及びその認定に係る子ども（以下「認定子ども」という。）が第4条第1項に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 保育を必要とする要件がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、保育料等無償化事業認定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、保護者が偽りその他不正の手段により無償化の認定を受け、又は給付を受けたときは、無償化の認定を取り消し、又は既に給付した無償化対象費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(退所届)

第10条 認定保護者は、当該認定子どもが退所するとき又は利用しないときは保育料等無償化事業認定退所等届書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(無償化対象費用及び特定費用の額の支払)

第11条 認定保護者は、支援の提供を受けたときは、無償化対象費用を施設等に支

払うものとする。

2 施設等は、前項の規定により支払を受ける無償化対象費用のほか、支援の提供の対価として、次の各号に掲げる費用（以下「特定費用」という。）の支払を認定保護者から受けることができる。この場合において、施設等は、あらかじめ、当該支払を求める特定費用の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 日用品、文房具その他の子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（別表に定める副食費を除く。）
- (4) 子ども・子育て支援を提供する施設等に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、認定保護者に負担させることが適当と認められるもの（領収証及び子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第12条 施設等は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした認定保護者に対し、支援の提供に係る領収証を交付するものとし、当該領収証は、無償化対象費用の額と特定費用の額とを区分して記載するものとする。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、利用料又は預かり保育料の支払を受けた施設等は、当該支払をした認定保護者に対し、当該支払に係る子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、当該支援の内容、利用料又は預かり保育料の額その他無償化の支給に必要な事項を記載した子ども・子育て支援提供証明書を交付するものとする。

（無償化の支払方法）

第13条 無償化の支払は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって行う。

- (1) 償還払い 認定保護者が無償化対象費用を施設等に支払をした場合に、後日市に請求を行い、市が認定保護者の指定の口座へ振込みを行う方法
- (2) 代理受領 認定保護者が本来、第11条第1項に基づき施設等に支払うべき無償化対象費用を、施設等に請求の権限を委任することで、施設等が認定保護者

に代わり市から支払を受ける方法

(無償化の方法の選択)

第14条 認定保護者が選択することのできる無償化の方法は、別表無償化対象費用の欄に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ同表無償化の方法の欄に定める方法によるものとする。

(償還払い)

第15条 認定保護者は、償還払いによる給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める請求書に当該無償化対象費用を支払ったことを証する書類を添付し、市長に請求するものとする。

(1) 利用料 利用料請求書(償還払い用) (別記第9号様式)

(2) 預かり保育料 預かり保育料請求書(償還払い用) (別記第10号様式)

(3) 副食費 副食費請求書(償還払い用) (別記第11号様式)

(代理受領)

第16条 代理受領は、保育料等無償化事業費請求書(代理受領用) (別記第12号様式) によるものとする。

(支援の提供の記録)

第17条 施設等は、無償化に係る支援の提供を行ったときは、提供した日、時間帯、当該教育・保育その他の子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行(以下「施行日」という。)する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の申請及び第6条の認定は、施行日前においても行うことができる。

別表(第3条、第4条、第6条、第7条、第14条関係)

無償化 対象費 用	対象施設又 は対象事業	給 付 要 件	対 象 費 用	無 償 化 の 方 法	限 度 額

利用料	認可外保育施設、企業主導型保育施設及び一時預かり事業	0歳から2歳児までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第3号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（認可外保育施設、企業主導型保育施設の利用はおおむね週3日以上保育を利用する契約で、契約期間を1か月以上として利用する子どもに限る。）	保育の利用に要する費用	償還払いのみ	月額 42,000円
預かり保育料	認定こども園又は幼稚園	満3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、教育・保育給付認定子ども又は施設等利用給付認定子どもに該当するもの	預かり保育の利用に要する費用	償還払い又は代理受領のいずれか	月額 (450円×利用日数) 上限額： 16,300円

副食費	認定こども園又は幼稚園	満3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、教育・保育給付認定子ども又は施設等利用給付認定こどもに該当するもの	食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用	償還払い又は代理受領のいずれか	月額 255円×給食実施日数（当該日数が20日を超える場合は20日）ただし、10円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。
-----	-------------	---	------------------------	-----------------	--

(0～2歳児の保育料等を無償にするための申請書)

保育料等無償化事業認定申請書

鹿屋市長 様

次のとおり保育料等無償化に係る認定を申請します。

提出日： 年 月 日

申請日	年 月 日		認定希望日 (施設利用開始日)	年 月 日	
(保護者) (申請者)	住所	〒 - 鹿屋市			
	フリガナ			申請児童から見た続柄	
	氏名	(自署又は記名押印)		生年月日	年 月 日
	連絡先(電話番号)				
	①保護者()の電話番号		②保護者()の電話番号		③自宅の電話番号
	- -		- -		- -
申請児童	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けてください。				
	保護者()	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 病人の看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 児童虐待・DV ☐ 育児休業等 ☐ その他()			
	保護者()	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 病人の看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 児童虐待・DV ☐ 育児休業等 ☐ その他()			

下記の欄からはお子様が利用する項目(サービス等)の□にレ点を付け、関連する内容についてご記入ください。

- ☐ 幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用開始(予定)の満3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもである

利用(予定)施設名		利用開始(予定)日	年 月 日
-----------	--	-----------	-------

- ☐ 認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業等を利用開始(予定)の0～2歳児の子どもである

施設又は事業所名	利用(予定)サービスの種類	所在地	利用開始(予定)日
	☐ 認可外保育施設 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 一時預かり事業	TEL: - -	年 月 日
	☐ 認可外保育施設 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 一時預かり事業	TEL: - -	年 月 日

世帯の状況(同居者を全員記入してください。)

	フリガナ 氏 名	申請児童 から見た 続柄	障がい 手帳等	生 年 月 日	就労・通学・通園先 又単身赴任先
申請児童の保護者及び同居者 ※本人以外	1		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	2		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	3		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	4		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	5		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	6		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
	7		☐ 有 ☐ 無	年 月 日	
該当する ☐ にレ点 を付けて ください	生活保護	☐ 生活保護受給中 ☐ 生活保護申請中(年 月 日申請)			
	ひとり親家庭	☐ ひとり親医療受給中 ☐ 児童扶養手当受給中			
		☐ ひとり親医療申請中(年 月 日申請) ☐ 児童扶養手当申請中(年 月 日申請)			
	同一生計者が 所持している手帳	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当			

申請にあたっての同意事項

1. 無償化の認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、無償化の認定や無償化の給付に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
3. 無償化の給付費は、認定を受けた保護者に代わり、施設・事業所の設置者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、無償化の認定を取り消すことがあります。
6. 提出した書類の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の書類を提出しなければなりません。
上記項目について同意します。

申請者(保護者)名

(自署又は記名押印)

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

鹿屋市長

保育料等無償化事業認定通知書

保育料等無償化事業認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

認 定 し た も 子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
決 定 年 月 日	年 月 日	
利 用 施 設 名		
給 付 の 利 用 内 容		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
保 育 の 必 要 性 の 事 由		

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

鹿屋市長

保育料等無償化事業副食費免除通知書

保育料等無償化の認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり副食費の支払が免除されることを通知します。

認 定 し た も 子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
利 用 施 設 名		
入 所 決 定 区 分		
免 除 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第6条関係)

鹿屋市独自無償化用

様
年 月 日

鹿屋市長

保育料等無償化事業認定申請却下通知書

保育料等無償化事業認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第6条第4項の規定より、次のとおり却下したので通知します。

申請した 子ども	フリガナ	
	氏 名	
申請者	住 所	
	氏 名	
認定却下年月日		年 月 日
認定却下の理由		

保育料等無償化事業認定内容変更申請書兼変更届

年 月 日

鹿屋市長 様

受		確	
付		認	

保護者氏名 _____ 印 _____
(自署の場合は押印不要)

電話番号 _____

次のとおり、変更等を届け出ます。

申請児童	氏名	生 年 月 日	利用施設
		年 月 日生	
		年 月 日生	
		年 月 日生	
		年 月 日生	

以下の該当する変更事項に☑し、記入してください。

変更事項	変更前		変更後	
☐ 保育を必要とする事由 (☐ 父 ☐ 母)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 育児休業等 ☐ その他 ()		☐ 就労 (☐ 勤務先変更 ☐ 勤務時間変更) ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 育児休業等 ☐ その他 ()	
☐ 保護者名	(続柄:)		(続柄:)	
☐ 児童名				
☐ 住所				
☐ 世帯員 ※婚姻については、保育を必要とする理由の証明書類が必要です。	増減理由	☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他 () 事由発生日: 年 月 日		
		氏 名	続柄	性別
				生年月日
☐ 希望する利用期間	変更後 : 年 月 日 ~ 年 月 日			
☐ その他				

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

様

鹿屋市長

保育料等無償化事業認定変更通知書

保育料等無償化事業認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり認定を変更したので通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
変 更 年 月 日		年 月 日
利 用 施 設 名		
無 償 化 の 利 用 内 容		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
保 育 の 必 要 性 の 事 由		
変 更 理 由		

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

様

鹿屋市長

保育料等無償化事業認定取消通知書

保育料等無償化事業認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 理 由		

第 8 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所 _____

保護者氏名 _____（署名又は記名押印）

電話番号 _____

保育料等無償化事業認定退所等届書

保育料等無償化事業認定について、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱の第 10 条の規定により認定内容に変更が生じ、退所しました（利用しなくなった）ので、次のとおり申請（届出）します。

入所（利用）している 児童の氏名及び 生 年 月 日	ふりがな（ _____ ）
	年 月 日生（ _____ 歳）
	ふりがな（ _____ ）
	年 月 日生（ _____ 歳）
入所（利用）してい る施設	☐ 認可外保育施設 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 預かり保育 ☐ 一時預かり事業
退所等年月日	年 月 月末で退所 （または、年 月 日まで通園（利用））
退所等の理由	・家庭で保育 ・病 気 等 ・転 園 （転園先施設名 _____） ・転 出 （転出先市町村名 _____） ・そ の 他 _____
備考	

請求日 年 月 日

鹿屋市長 様

利用料請求書(償還払い用)

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第15条の規定に基づき、無償化対象費用の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、無償化対象費用の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定された子どもが、鹿屋市内に居住していることを鹿屋市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを鹿屋市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払状況を鹿屋市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を鹿屋市が確認すること。

1. 保育料等無償化事業認定保護者(請求者)

フリガナ		子ども との 統柄	現 住 所	鹿屋市
氏 名	@			電話:

2. 認定された子ども(認定されている子どもごとに請求して下さい)

生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫 支店	口 座 番 号	
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

4. 利用した認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
②	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
③	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
④	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	電話:
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※1 ①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業の無償化対象費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	企業主導型保育施設・一時預かり事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい(少数点以下、切り捨て)。

※5 月額上限額は42,000円です。

途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額: 42,000円×転出日までの日数÷その月の日数

・途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額: 42,000円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

請求日 年 月 日

鹿屋市長 様

預かり保育料請求書(償還払い用)

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第15条の規定に基づき、無償化対象費用の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、無償化対象費用の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定された子どもが、鹿屋市内に居住していることを鹿屋市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを鹿屋市が対象施設に確認すること。
3. 預かり保育料の支払状況を鹿屋市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を鹿屋市が確認すること。

1. 無償化事業認定保護者(請求者)

フリガナ		子ども との 続柄	現住所	鹿屋市 電話：
氏 名	(記名押印又は署名) ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			

2. 認定された子ども(認定されている子どもごとに請求して下さい。)

生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する施設について記入

フリガナ		所在地	
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		令和 年 月 日	

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	施設に支払った金額(a) ※2	利用 日数	対象額(b) (450×利用日数)	請求額 ※3 (aとbの金額の 低い方を記入)
年 月	円	日	円	円
年 月	円	日	円	円
年 月	円	日	円	円

※2 上記で記入した「施設に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と教育・保育
その他の子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※3 月額上限額は、16,300円となります。

請求日 年 月 日

鹿屋市長 様

副食費請求書(償還払い用)

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第15条の規定に基づき、無償化対象費用の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、無償化対象費用の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定された子どもが、鹿屋市内に居住していることを鹿屋市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを鹿屋市が対象施設に確認すること。
3. 副食費の支払状況を鹿屋市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を鹿屋市が確認すること。

1. 無償化事業認定保護者(請求者)

フリガナ		子ども との 続柄		現住所	鹿屋市 電話：
氏 名	(署名又は記名押印) ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。				

2. 認定された子ども(認定されている子どもごとに請求して下さい。)

生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい。(※1)

金融機関名		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座			
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号				
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)				

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

4. 副食の提供に係る実費徴収額

無償化対象費 請求額			金 _____ 円(年 月分～ 年 月分)				
対象月	実費徴収額					給付対象額	無償化対象費 請求額 左記cの合計
	給食実 施日数	途中入 退所 (日 数)	給食費	うち副食費	bと上限額(※2)のう ち少ない額		
			a	b	c		
月	日	日	円	円	円		円
月	日	日	円	円	円		
月	日	日	円	円	円		

※2 月額上限額(以下「上限額」という。)は、「255×給食実施日数」円(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)です。

途中で認定期間が終了し、若しくは転出する場合又は途中で認定期間が開始し、若しくは転入する場合の月額限度額は次のとおりとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合又は転出する場合の限度額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。):「上限額」÷ 20日 × 認定期間が終了する日又は転出日までの日数
- ・途中で認定期間が開始する場合又は転入する場合の限度額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。):「上限額」÷ 20日 × 認定期間が開始する日又は転入先での認定日からの日数

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成して下さい。
※実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収証の写しを添付して下さい。

請求日 年 月 日

鹿屋市長 様

保育料等無償化事業費請求書(代理受領用)

【 年 月～ 年 月分請求用】

私(請求者)は、子ども・子育て支援提供者として、鹿屋市保育料等無償化事業実施要綱第16条の規定に基づき、鹿屋市に居住している認定保護者に代わり、無償化対象費用を下記のとおり申請します。

なお、無償化対象費の審査及び支払に当たり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について鹿屋市が認定保護者に確認すること。

2. 副食費及び預かり保育料の請求・支払状況を鹿屋市が認定保護者に確認すること。

3. 鹿屋市の要請・質問等に対応すること。

子ども・子育て支援提供者(請求者)

主たる事務所の
所在地

法人名

施設名

代表者職氏名

印

1. 請求内容(※1)

☐	副食費(満3歳) ※認定こども園又は幼稚園	☐	預かり保育(満3歳) ※認定こども園又は幼稚園
--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------

※1 該当する請求が複数ある場合は1枚ずつ記入してください。

2. 無償化対象費請求金額

請求金額

円

3. 無償化対象費請求金額の内訳

別紙のとおり

4. 振込先(※2)

金融機関名	預金種目	☐ 普通	☐ 当座
銀行	口座番号		
信用金庫			
農協	支店		
信用組合	出張所	口座名義	

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。